

# 資料編

- 1 障がい者福祉に関するアンケート調査
- 2 小千谷市地域自立支援協議会
- 3 小千谷市障がい者計画庁内策定委員会
- 4 策定経過

## 1 障がい者福祉に関するアンケート調査

### (1) 調査目的

障害者基本法に基づき、障がい福祉施策の総合的な推進を図るために策定した「小千谷市障がい者計画」（計画期間 5 年間）の計画期間が平成 28 年度末に終了することから、計画の進捗状況を踏まえて見直しを行い、平成 29 年度からの「小千谷市障がい者計画」の策定に関する基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

### (2) 調査内容

- ◆ 調査月 : 平成 28 年 1 月
- ◆ 調査基準日 : 平成 28 年 1 月 1 日現在
- ◆ 調査対象者 : 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳  
をお持ちの方及び自立支援医療受給者
- ◆ 回収方法 : 郵送による配布・回収

### (3) 回収結果

手帳所持者	配布部数	1,893 件
	回収部数	1,337 件 (うち無回答 3 件)
	回収率	70.6%
	有効件数	1,334 件

自立支援医療 受給者	配布部数	377 件
	回収部数	231 件
	回収率	61.3%
	有効件数	231 件

### (4) 調査結果報告書

別冊

## 2 小千谷市地域自立支援協議会

### (1) 設置要綱

#### 小千谷市地域自立支援協議会設置要綱

平成19年12月10日告示第116号  
最終改正 平成28年4月1日

#### (設置)

第1条 本市は、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業等の障害福祉施策の効果的な実施を図るため、小千谷市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (職務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 地域の関係機関の連携に関すること。
- (2) 関係機関等の業務において課題となったことへの対応に関すること。
- (3) 障害者が地域で生活するために必要なサービス等の社会資源の開発又は改善に関すること。
- (4) 本市の委託を受けた指定相談支援事業者の運営評価に関すること。
- (5) 本市の障がい者計画及び障がい福祉計画の進捗状況の評価(計画の見直しを含む。)に関すること。
- (6) 障がいを理由とする差別の解消の推進(相談、紛争の防止及び解決)に関すること。
- (7) その他市長が必要と認める事項

#### (組織)

第3条 協議会は、14人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療機関を代表する者
- (2) 障害福祉サービス事業を行う者
- (3) 教育関係機関又は就労関係機関に所属する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 障害者団体の代表者、障害者又は障害者の家族
- (6) 公募による市民
- (7) その他市長が適当と認める者

2 協議会に専門の事項を協議する部会を設置することができる。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 協議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

#### (個人情報の保護)

第7条 協議会の関係者は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

#### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

(略)

## (2) 委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
医療機関の代表	山本 潔	小千谷市魚沼市医師会	会長
就労関係機関	小川 隆照	小千谷商工会議所	
	田中 啓一	長岡公共職業安定所小千谷出張所	
教育関係機関	菅原 誠廣	小千谷中学校	
	吉橋 哲	総合支援学校	
障がい者団体の代表者	池田 修一	身体障害者団体連合会	
	中町 英子	肢体不自由児・者父母の会	副会長
	星野 博	手をつなぐ育成会	
	丸山 勲	精神障害者家族会	
障がい福祉サービス事業者	本田 均	小千谷市社会福祉協議会	
	吉岡 純一	ワークセンター小千谷さくら	
	平澤 正弘	特別養護老人ホーム小栗田の里	
公募による市民代表	今井 公雄		
	杵淵 徹		

### 3 小千谷市障がい者計画庁内策定委員会

#### (1) 設置要領

##### 小千谷市障がい者計画庁内策定委員会設置要領

###### (設置)

第1条 小千谷市障がい者計画（以下「障がい者計画」という。）の策定にあたり、小千谷市障がい者計画庁内策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

###### (職務)

第2条 委員会は、次の事項を処理する。  
 (1) 障がい者計画の策定に関すること。  
 (2) 小千谷市地域自立支援協議会の提言事項を検討すること。

###### (組織)

第3条 委員会は、副市長、企画政策課長、危機管理課長、保健福祉課長、商工観光課長、学校教育課長、生涯学習スポーツ課長及び社会福祉課長の職にある者をもって構成する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長の指名による。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

###### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集

する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

###### (作業部会)

第5条 委員会に作業部会を置くことができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは作業部会を招集することができる。  
 3 作業部会は、障がい者計画の策定に関する事項について調査研究を行うものとする。

4 作業部会は、委員の所属する課の参事又は課長補佐の職にある者各1人を選出することで構成する。

###### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

###### (委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

###### 附 則

- 1 この要領は、平成28年4月22日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

#### (2) 委員名簿

氏名	所属等	備考
山崎 淳	副市長	委員長
大塚 良夫	企画政策課長	
遠藤 孝司	危機管理課長	
長谷川 秀樹	保健福祉課長	
水内 弘明	商工観光課長	
和田 顕雄	学校教育課長	
久保田 千昭	生涯学習スポーツ課長	
樋口 雅春	社会福祉課長	副委員長

## 4 策定経過

年 月 日	会議名等	内容等
平成 27 年 12 月 16 日	平成 27 年度第 3 回自立支援協議会	・アンケート調査内容の協議
平成 28 年 3 月 16 日	平成 27 年度第 4 回自立支援協議会	・計画策定の進め方について
平成 28 年 5 月 17 日	第 1 回庁内策定委員会	・計画策定の進め方について
平成 28 年 6 月 8 日	平成 28 年度第 1 回自立支援協議会	・アンケート調査結果について
平成 28 年 10 月 26 日	第 2 回庁内策定委員会	・障がい者計画施策の体系の検討
平成 28 年 11 月 9 日	平成 28 年度第 2 回自立支援協議会	・障がい者計画個別事業の協議
平成 28 年 11 月 16 日	第 3 回庁内策定委員会	・障がい者計画個別事業の検討
平成 28 年 11 月 21 日	第 4 回庁内策定委員会	・障がい者計画(案)について
平成 28 年 11 月 29 日	第 5 回庁内策定委員会	・障がい者計画(案)について
平成 28 年 12 月 7 日	平成 28 年度第 3 回自立支援協議会	・障がい者計画(案)について
平成 28 年 12 月 21 日	議員協議会	・障がい者計画(案)の説明
平成 29 年 1 月 4 日～ 1 月 31 日	パブリックコメント募集	・障がい者計画(案)
平成 29 年 2 月 21 日	第 6 回庁内策定委員会	・パブリックコメントに対する検討
平成 29 年 3 月 15 日	平成 28 年度第 4 回自立支援協議会	・障がい者計画協議